

○安全運転管理者等に対する講習の実施に関する規則

昭和47年7月8日
公安委員会規則第18号

安全運転管理者に対する講習の実施に関する規則をここに公布する。

安全運転管理者等に対する講習の実施に関する規則

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号)及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号、以下「規則」という。)の規定に基づき、安全運転管理者及び副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)に対する講習(以下「講習」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部長の事務等)

第2条 講習計画の作成その他講習に関する事務は、特に定めのあるもののほか、警察本部長(以下「本部長」という。)が行なうものとする。

2 本部長は、講習の実施について、全般的な責に任じ、講習の効果的推進に努めるものとする。

(講習の通知)

第3条 講習の通知は、当該安全運転管理者等を選任した使用者(選任届出代理人を含む)に対して、規則別記様式第22の9の通知書により、公安委員会名で行うものとする。

(講習の申出)

第4条 講習を受けようとする安全運転管理者等は、安全運転管理者・副安全運転管理者講習受講申出書(別記第1号様式)に講習手数料(鹿児島県収入証紙)を添えて、提出するものとする。

(講習施設)

第5条 講習は、公民館など公共施設において行なうものとする。ただし、講習の実施に必要な設備、収容能力その他の事情により、やむを得ないときは、この限りでない。

(講習の時間等)

第6条 講習は、各安全運転管理者等に対し、おおむね年1回実施することを原則とする。

2 1回の講習時間は、当該安全運転管理者等に係る自動車の使用の本拠の規模、運転の管理経験等に応じ、6時間又は8時間とする。

(講習の内容)

第7条 講習は、別表に掲げる安全運転管理者等の講習科目及び時間割基準により、交通の実態並びに安全運転管理の実情等を勘案して、講習内容を選択して行なうものとする。

(講習の委託)

第8条 講習は、道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるものに委託して行うことができる。

2 前項の委託は、この規則およびこの規則に基づいて定める事項にしたがつて、講習を実施することを条件として委託するものとする。

(受託者に対する監督)

第9条 講習の委託を受けたもの(以下「受託者」という。)に対する監督は、本部長がこれを行なうものとする。

2 本部長は、必要があるときは、受託者に対して報告を求め、講習の状況を調査することができるものとする。

(講師の委嘱)

第10条 講習の講師は、講習内容に応じ、専門的知識を有する者および学識経験者の中から受託者が委嘱するものとする。

(講習修了証書)

第11条 講習を修了した受講者に対しては、講習修了証書(別記第2号様式又は別記第2号の2様式)を交付するものとする。

(内規等の作成)

第12条 受託者は、講習の実施に関し必要な事項を内規として定め、本部長の承認を得たのち公安委員会に報告しなければならない。

(講習結果の報告)

第13条 受託者は、講習の結果を毎講習修了後15日以内に、安全運転管理者等講習結果報告書(別記第3号様式)に安全運転管理者・副安全運転管理者講習受講申出書及び安全運転管理者等講習受講者名簿(別記第4号様式)を添えて、公安委員会に報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則(昭和53年11月27日公安委員会規則第17号)
この規則は、昭和53年12月1日から施行する。

附 則(平成20年11月28日公安委員会規則第26号)
この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成25年4月26日公安委員会規則第10号)
この規則は、平成25年5月1日から施行する。

附 則(平成28年5月6日公安委員会規則第15号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月19日公安委員会規則第9号)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別記第1号様式及び別記第3号様式の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の安全運転管理者等に対する講習の実施に関する規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表

安全運転管理者等講習の講習科目及び講習時間割基準

第1 法令の知識 約30分～60分

講習目標	講習細目	留意事項
管理者として道路交通に関係ある法令の一般を理解させ法令の遵守が安全運転管理の第一であることを認識させる。	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路交通法 道路交通法およびこれに基づく施行令、施行規則ならびに都道府県公安委員会規則「交通の方法に関する教則」について、運転者が遵守すべき事項 2 道路運送車両法 同法第3章およびこれに基づく道路運送車両の保安基準、同整備、検査に関する事項の要点 3 自動車の保管場所の確保に関する法律 車庫の確保と違法駐車防止についての規定 4 車両制限令 同令第3条(車両の幅等の最高限度)第9条(路肩通行)の制限等の遵守事項 5 その他交通事故と関連のある法令 交通事故を起した加害者の刑事、民事、行政上の責任の重大性 	<p>刑事、民事上の責任は、処分の強化、賠償の高額化の傾向にあること、また行政上も強化されていることを理解させ、交通安全は、コストとして考えるべきであることを強調する。</p>

第2 安全運転のための知識 30分～60分

講習目標	講習細目	留意事項
自動車交通の利便性の背後に交通事故があり、事故による被害が肉体的、物質的にも深刻かつ重大であることを、具体的、実際の事例で理解させ安全運転管理の必要性の導入として認識させる。	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通事故の現状 当該都道府県の実情を重点とする。 事故の形態、原因(とくに運転者側の原因) 事故多発路線、多発時期、時間帯等の状況等を重点とする。 	<p>○統計を利用する場合は、数字の羅列でなく視覚的に判り易いものとする。 ○数字は、細分化して具体的に感得されるようにする。</p>

車を動かすのは人であり、事故の大半は運転者側に人の能力物理的な法則、車の構造等をふまえた運転がされない場合に発生していることを理解させる。

人の判断、運動能力は感覚器官、視覚器官等に関係し個人差があるほか限界があること、ならびに性格体力等により運転適正に関することを理解させる。

物体の運動に行なう物理的な法則性を理解させ、自動車の走行に関係する自然の制約からさげられない点を強調し、運転行為のもつ本質的な危険性を認識させる。

交通事故の実態をとらえて、歩行者等交通上の弱者を優先することが最大の保護であり歩行者等の特性をとらえて運転する必要性を認識させる。

走行上危険の生じない場面等における運転上の心構え、エチケット等について理解させる。

- 2 正しい運転
正しい運転のための考え方、人の生理的能力物理的法則、車の構造の概要
(概要のみとし詳細は次項以下とする)
- 3 人の感覚と能力
 - (1) 人のもつ視力と視野、視野と速度、順応と眩惑等の限界についての要点
 - (2) 判断と感覚は速度、順応、環境、心身の状況で不正確となる事例
 - (3) 認知に基づく動作と反応時間、動作と性格について個人差の存在、運転適性の重要性
- 4 自然の法則
 - (1) 車のエネルギーについて速度と重量による衝撃力の関係
 - (2) 摩擦と制動、摩擦と路面の関係について認知、判断、行動の流れの中で生ずる状況等
 - (3) 遠心力を走行について、遠心力とこれに耐えるものとの関係
 - (4) 自動二輪車の特性について、とくにジャイロ特性、低速時の不安定性
- 5 歩行者等の保護
 - (1) 自動車と歩行者等の力関係
歩行者は無防備の状態であること、歩行者等は、優先的に通行できることは知つていても自己の危険を防止するために事実上車に譲っている現状
 - (2) 歩行者等の行動特性の理解
法の不知、近道反応をとるなど運転者としては衝動的な行動に対応せざるを得ないこと、とくにこどもは、弁識力、老人は行動能力が低いなどがある、また自転車は不安定で行動が予測できない事実の理解
 - (3) 歩行者等保護のための運転方法
行動特性を理解し、横断歩道付近、側方通過時、狭い道路や歩道のない道路を通過するとき、予測をした運転をする必要性
- 6 危険な場面における走行
踏切、坂道、カーブ、夜間、悪天候と悪路(雨天、雪、凍結、霧、悪路と狭路)においては、情報の認知、判断、行動に悪い条件下にある。運転は基本原則にかえつて慎重に行なうことの必要性

○図表を用いて相関関係を示す。
○具体的な事故事例を示し、問題点を例示する。

○交通心理学(宇留野藤雄著)「安全運転」参考

反応時間との関係を入れた図を示して例示する。
遠心力の働きによるカーブでの転落事故、二輪車走行のパンクの関係を例示する。

車と人と対立的にとらえないで、人間性にたつて弱いものを保護する本性を基調にするよう理解させる。
「安全運転の考え方と方法」(全日本交通安全協会発行)を参考とする。

各場面の具体例をあげて説明する。
「交通心理学」(宇留野藤雄)参考

<p>飲酒運転による危険性を理解させ、飲酒したら絶対運転しないことを徹底させる。</p> <p>高速走行の場合における物理的な特性、車の限界、運転心理等は一般走行の場合と異なることを理解させ、危険性が大きいことを認識させる。</p>	<p>7 飲酒運転による危険性 飲酒により、情報認知や判断力が低下し、危険な運転となり重大事故発生の要因が極めて大である事実</p> <p>8 高速道路における走行 (1) 走行準備 一般走行と異なる点、とくにオーバーヒート、パンク等の危険性について車両の整備、燃料、タイヤ圧の調整、積荷の状況、座席ベルトの点検等事前点検の必要性 (2) 安全走行 走行車線への進入加速要領、車間距離の保持、急ハンドル、急ブレーキの禁止についての必要性 (3) 故障等発生時の措置 死傷事故が発生したときは救護措置を第一とし、故障等の場合は、表示とともに二次的な事故発生防止のための措置をとることの重要性</p>	<p>交通心理学参考</p> <p>「交通方法に関する教則」参考</p>
--	--	--------------------------------------

第3 安全運転管理についての心構えと方法 約120分～360分

講習目標	講習細目	留意事項
<p>交通事故防止は、社会的な義務であるとともに事業所等においても安全保持は経営コストに連なるものがあり、その重要性を認識させる。</p> <p>運行管理は、安全運転管理の重要な柱であり、使用者の業務計画と一体となつて合理的な車両の運行を図ることにあるが、各場面において、ともすれば陥入りがちな使用者等の恣意による運行の危険を規正し、安全運転を確保すべきであることを認識させる。</p> <p>事業所における</p>	<p>1 管理者の責務 (1) 安全運転管理者制度の趣旨、目的について、とくに安全は事業の存続に不可欠のもの、雇用者の安全を守ることは道徳的な責任でもある。 (2) 法が期待する雇用者、管理者の義務について、道路交通法上定められた雇用者の義務、運行を管理する者の義務、両罰規定の設けられている趣旨ならびに安全運転管理者の処理すべき事項の概要、および一般的な任務の範囲</p> <p>2 運行の管理 (1) 運行計画の作成 使用者、労務管理者と連絡をとり、合理的な運行計画を作成する。適正な運転時間を遵守し無理な運行を規制し過労運転を防止することの必要性 (2) 運行の割り当て 車種、運転経験、技能等に応じた勤務指定をする(無資格運転を防止)、夜間、長時間運転等における交替運転者の配置による過労運転の防止をはかる。必要な資器材の携行その他必要な指示を行ない安全運転の確保をはかる重要性 (3) 運行状況の把握 運転日報、運行記録計による運行状況の確認と運行計画への反映の配意 (4) 異常気象時等の措置 降雨、荒天等異常気象時、交通事故、渋滞等における安全運行を確保するため連絡手段の確保、危険回避の措置等運行計画の変更等の要領、ならびに道路状況、交通状況の把握と運行への反映の必要性 (5) 危険物等運送の措置 法規に適合した車両、運転者、運行経路、速度等を選択し、防護措置の徹底をはかる。積載の要領について注意喚起</p> <p>3 車両の管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> 資料等によりわかり易く説明する。 安全運転管理者の処理すべき事項については、次項以下で説明するので要点のみとする。 管理責任者を明確にした規程の例を示す。 「自動車運転者の労働時間等の改善基準について」昭和42.2交通局長通達参照 運行記録計の見方と活用方法を具体的に例示する。 気象通報、道路交通情報センターの活用も例示する。

無秩序な車両使用の抑制とともに整備された車両による運転が確保されるべきことの重要性を認識させる。

運転者の勤務体制、健康状況、職場規律、環境等について使用者、人事管理担当者と連絡し、実態を把握し、安全運転への必要な配慮をすべきことを理解させる。

あらゆる機会をとらえて安全運転のための教育訓練を実施する要のあることを理解させる。

事故発生時の初動対策について理解させる。

事故防止対策は、原因責任の

- (1) 車両使用の準則の規定
事業用車両が無秩序に使用されないために一般的な準則を定めて励行させる必要性
 - (2) 車両の点検整備
作業点検、定期点検を確実にしない、車両整備管理者がおかれているときは関係を強化する。緊急要具の完備をはかる。
 - (3) 車両状況等の把握
車両台帳等により、車両の使用、点検、整備の実態を把握し、安全運転管理への資料として活用する手段
- 4 運転者の管理
- (1) 勤務体制の整備、確立
使用者、人事担当者との連絡をとり、勤務時間運転時間の適正化をはかり運転日報等により実態を把握し、運行計画へ反映させ過労防止を図る措置
 - (2) 運転者の指導監督
点呼、作業点検運転日報等の点検を通じて運転者の心身の状況、職場規律の保持状況等を把握し、指導監督を適切に行なう必要性
 - (3) 休職、厚生への配慮
職場環境の整理、整頓をはかるとともに休憩厚生施設についての整備に配慮しまたは反映させる措置
 - (4) 運転適性の把握
運転者個々の運転適性を機器またはペーパーテスト等を利用して把握し、適正配置に資するとともに、必要な指導、助言を行なうことの必要性
- 5 運転者の指導教育
- (1) 教育訓練の計画
定例的な計画として毎月の教育訓練計画をつくる。教育対象は、新任者、その他対象別に区分し、内容、程度を定める。個々の特性に応じた指導の必要性、またマイカー利用者についても併せて教育する方法の樹立
 - (2) 教育訓練の方法
毎日の点呼時等の活用のほか講習会、検討会の開催、使用者の訓示、社内報の利用等多角的に機会をとらえて行なう等の措置
 - (3) 教育訓練の内容
「安全運転のための知識」の各項のほか具体的な作業点検要領消火器の使用法、「防衛運転の考え方と方法」等についての重点的な方策
 - (4) 教育訓練の効果測定と利用
教育訓練の結果については、たえず事故の減少、行動の変化等を点呼時の確認運転日報等の点検同来等の実施により、測定する方法を考慮し、次期教育へ反映させるための措置
- 6 事故発生時の措置
- (1) 事故現場における救急措置と管理者に対する報告
 - (2) 事故状況の正確な記録と事故原因の究明、事故損害賠償の処理の早期かつ適正な処理
 - (3) 管理者は、運転者の相談相手になつてやる。
- 7 事故防止対策

準則の例示をする。

・車両台帳の様式等の例示をする。

・疲労の外見的な認定要領を例示する。
・交通心理学(宇留野藤雄)参考
・精密検査、簡易検査の方法を例示し、指導、助言上の配慮を説明する。

・月例訓練の例示をする。
・情報を多く提供するための媒体等を示す。

・小規模事業所では、外部講師を活用するよう指導する。
・「安全運転」参考
・防衛運転の方法については、全体の時間を勘案し、課程を多くするよう配慮する。

・事故時のマニュアルを例示する。
・事故報告の事例を示す。

<p>究明に止まることなく運転者管理、車両管理等管理体制全般の中でとりあげ安全はコストであることを徹底的に認識させる。</p>	<p>(1) 事故原因の究明 原因究明は、統計的のみでなく、事例的にも掘下げて検討する。この場合主原因のみでなく背景的な要因にもふれ、また加罰を目的とせず事故の再発防止を主眼とすることの重要性</p> <p>(2) 事故防止対策の検討 事故防止検討会の開催、適性検査の実施、個別的教育の実施、一般運転者に対する注意喚起等の方法の検討</p> <p>(3) 管理体制の整備 事故分析結果に基づきその要因となつた管理体制上の諸点について、運行の管理、車両の管理、運転者の管理および指導教育等の面から是正すべき点の有無を検討する。表彰制度を活用し、競争心、訴えることの必要性</p>	<p>・事故研究例を示す。 ・事故分析要因を例示する。</p> <p>・表彰の具体的方法を例示する。</p>
---	--	--

第4 交通事故と賠償 約60分～120分

講習目標	講習細目	留意事項
<p>交通事故に伴う賠償は誠実に処理すべきであり、賠償の基本的な事項を理解させるとともにその重大性を自覚させ、これらを通じて安全運転管理の重要性を認識させる。</p>	<p>1 損害賠償の基本 過失の存在および損害賠償の請求内容、賠償責任者、賠償を請求しうる者、請求の方法、相談機関の利用等の概要</p> <p>2 交通事故に対する保険制度 強制保険、任意保険の種別と特長、社会保険との関係、各種保険の相互の関係(重複請求等)の概要</p> <p>3 自賠法の骨子 自賠法の性格、特長、賠償責任者、請求者、損害賠償の内容、保険限度額の状況、請求方法の概要等</p>	<p>交通相談機関の例示をする。</p>

註

- 1 時間割は、実情に応じ若干変更できる。
- 2 講習内容は、地域的な実情を加味して要点的に選択ができる。
- 3 講習科目の2科目以上に関連するもの、または、1科目中さらに専門的に掘り下げたものを1科目の内容とすることができる。
- 4 視聴覚教材は、地方の実情を加味したものを利用するよう配慮する。

[別記第1号様式\(第4条関係\)](#)

別記第1号様式(第4条関係)

※ 番号	
<p>安全運転管理者・副安全運転管理者講習受講申出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鹿児島県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">申出者 住 所 氏 名 生年月日 年 月 日 (歳)</p> <p>道路交通法第108条の2第1項第1号に規定する安全運転管理者・副安全運転管理者講習の受講を申し出ます。</p>	
<p>事業所の所在地</p> <p>事業所名</p> <p>代表者氏名</p>	<p>(管轄警察署名)</p>
手数料	<p>[収入証紙] [貼付箇所]</p>
※ 講習受講日	年 月 日

注 申出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。

[第2号様式\(第11条関係\)](#)

第2号様式(第11条関係)

<p>講 習 修 了 証 書</p>
<p>殿</p>
<p>あなたは道路交通法第108条の2第1項第1号の規定による安全運転管理者講習を修了したことを証します</p>
<p>年 月 日</p>
<p>鹿児島県公安委員会 印</p>

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9.5センチメートルとする。

第2号の2様式(第11条関係)

<p style="text-align: center;">講 習 修 了 証 書</p> <p style="text-align: right;">殿</p> <p>あなたは道路交通法第108条の2第1項第1号の規定による副安全運転管理者講習を修了したことを証します</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">鹿児島県公安委員会 印</p>
--

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9.5センチメートルとする。

[第3号様式\(第13条関係\)](#)

第3号様式(第13条関係)

第 年 月 日					
鹿児島県公安委員会 殿 受託者 安全運転管理者等講習結果報告書					
講 習 日	年 月 日				
講 習 場 所					
受 講 者 数	人 <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">安全運転管理者</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">副安全運転管理者</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">人</td> </tr> </table>	安全運転管理者	人	副安全運転管理者	人
	安全運転管理者	人			
副安全運転管理者	人				
講 師 名					

※ 安全運転管理者・副安全運転管理者講習受講申出書及び安全運転管理者等講習受講者名簿を添付すること。

[第4号様式\(第13条関係\)](#)

